

## ○基準・報酬等に関する取扱いについて

### 5 通所介護における看護職員の配置について

通所介護事業所において、不適切な事例が次のとおり確認された。今後、このようなことがないよう、法令遵守のうえサービス提供を実施すること。

#### (1) 常勤の看護職員を、併設する有料老人ホーム等の夜勤職員として配置したことによる通所介護のサービス提供時間における看護職員の不在について

通所介護の看護職員の配置については、平成18年度集団指導（追加資料）4ページQ&A8において「常勤の看護職員は、常勤職員を配置していることを評価し、休暇等による不在の日があっても、暦月単位でみて1ヶ月以上不在にならない限り、配置していないものとは取り扱わない」と記載しているが、これは、常勤の看護職員であれば、有給休暇や研修、出張による不在は雇用上やむを得ないものと考え、配置計画、不在の日があっても1ヶ月以上不在にならない限り、配置していないものとは取り扱わないという趣旨であり、看護職員を夜勤職員として勤務させたことにより生じる通所介護のサービス提供時間内の看護職員の不在は、上記のやむを得ないと考えられるものには該当しないことから、看護職員が配置されていないものとして取扱う。

よって、看護職員を夜勤職員として勤務させたことにより生じる通所介護のサービス提供時間内の看護職員の不在日がサービス提供日の1割を越えた場合は、減算の対象となる。

#### (2) 週7日営業している事業所において、常勤の看護職員を1名しか配置していないことによる不在について

趣旨は、上記(1)と同様であり、週2日間看護職員が不在となることが当初から分かっているものは、やむを得ない不在には該当しないことから、看護職員が配置されていないものとして取扱う。

よって、この場合における看護職員の不在日がサービス提供日の1割を越えた場合は、減算の対象となる。

なお、看護職員はサービス提供日には「毎日いる」ことが基本であることに十分注意すること。

**注意！ 全てのサービスに共通であるが、Q&Aや通知の一部分だけでなく、全体の趣旨を理解して、介護サービス事業を実施すること。**

(以下、平成18年度集団指導抜粋)

A8 通所介護における看護職員の配置は常勤である必要はなく、「通所介護の提供にあたる看護職員が1以上」いればいいので、この算定式における「サービス提供日に配置された」とは、たとえ1時間でも当該事業所で勤務した場合はいいます。よって、例えば「併設事業所にはいたが、通所介護事業所には全く顔を出さず、通所介護では勤務しているとは認められない」日は、「サービス提供日に配置された」日とは認められません。

ただし、例えば「当該月のサービス提供日が20日だとして、うち18日間で毎日1時間非常勤職員の看護職員を配置している場合は人員欠如にはならないが、常勤の看護職員を配置しているが、そ

の職員が3日間有給休暇を取った場合は人員欠如により減算になる」という取扱いはバランスを欠く部分があり、また、「非常勤職員は休暇でも出張でもその日不在なら勤務時間に含めないものとして扱われるが、常勤職員は暦月単位で見て、1ヶ月すべて不在（退職の場合は除く）にならない限り勤務しているものとして取り扱われる」という厚生労働省のQ&Aもあることから、山形県においては「非常勤の看護職員は、理由の如何にかかわらず、当該日に通所介護事業所における勤務時間が無ければ配置されていないものとして取り扱うが、常勤の看護職員は、常勤職員を配置していることを評価し、休暇等による不在の日があっても、暦月単位で見て1ヶ月不在にならない限り、配置していないものとは取り扱わない」という運用を行います。（あくまで山形県としての運用）

なお、生活相談員や介護職員のように「サービス提供時間帯を通じて」ではないにしろ、看護職員はサービス提供日には「毎日いる」ことが基本ですので、「常勤の看護職員は暦月の1月を超えない期間の不在なら減算にならないからいい」とは当然なりません。減算にならないからといって問題ないということではなく、毎日配置するよう努力は必要であり、結果として不在の日があっても即減算にはならないだけという認識を持つことが必要です。